

災害義援金・救援金の受付について

下記の義援金・救援金を郵便振替・銀行振込・インターネットで受け付けています。（郵便振替手数料は無料。銀行振込は同一金融機関の本支店間の振込手数料（ATMは不可）は無料。河内長野市社会福祉協議会及び河内長野市地域福祉高齢課地域福祉Gの窓口からも申し込みます。）

お問い合わせ先：日本赤十字社大阪府支部振興課 ☎06－6943－0707 shinko@osakajrc.or.jp

〔河内長野市社会福祉協議会及び河内長野市地域福祉高齢課地域福祉Gの窓口受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分です。〕

	名 称	募集团体名	受 付 終 了 日	受付	振込方法	口 座 名 義	口 座 番 号	通信欄へ記載
1	令和7年台風第22号及び第23号災害義援金	日本赤十字社	令和7年12月26 日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00110－4－605925	日赤R7台風第22.23号義援金
2	令和7年台風第15号災害静岡県義援金	日本赤十字社	令和7年12月8日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00160－9－589052	日赤 R7 台風第15号義援金
3	令和7年台風第12号災害義援金	日本赤十字社	令和7年12月26日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00190－7－515868	日赤 R7 台風第 12 号義援金
4	令和7年8月6日からの大雨災害義援金	日本赤十字社	令和8年3月31日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00120－0－267410	日赤 R7. 8. 6大雨義援金
5	令和7年台風第8号に伴う災害義援金	日本赤十字社	令和7年12月26日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00150-8-793042	日赤 R7台風第8号義援金
6	令和7年トカラ列島近海を震源とする地震災害義援金	日本赤十字社	令和7年12月26日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00180－9－393290	日赤 R7トカラ地震義援金
7	令和6年9月能登半島大雨災害義援金	日本赤十字社	令和7年12月26日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00190－8－364938	令和6年9月能登半島大雨災害義援金
8	令和6年能登半島地震災害義援金	日本赤十字社	令和7年12月26日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00150－7－325411	令和6年能登半島地震災害義援金

※ 上記義援金・救援金は、所得税法第78条第2項第1号、法人税法第37条第4項並びに地方税法第34条第1項第5号の4イ及び第314条の2第1項第5号の4イに規定する寄付金に該当します。

※ 上記に関しましては、救援物資（食料・衣類など全般）の受付は行っておりません。

※ 義援金＝国内の災害が対象。災害に遭った都道府県にある赤十字支部を通じて災害義援金募集配分委員会(赤十字社も構成メンバーのひとつ)に全額が送金されます。

※ 救援金＝海外の災害が対象。赤十字社が直接活動を行う事業資金となります。

※ 通信欄に「受領証希望」と記入されますと、日赤の府支部等より後日「受領証」が届きます。

※ 義援金は各県にそれぞれ設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分されます。

災害義援金・救援金の受付について

下記の義援金・救援金を郵便振替・銀行振込・インターネットで受け付けています。（郵便振替手数料は無料。銀行振込は同一金融機関の本支店間の振込手数料（ATMは不可）は無料。河内長野市社会福祉協議会及び河内長野市地域福祉高齢課地域福祉Gの窓口からも申し込みます。）

お問い合わせ先：日本赤十字社大阪府支部振興課 ☎06－6943－0707 shinko@osakajrc.or.jp

〔河内長野市社会福祉協議会及び河内長野市地域福祉高齢課地域福祉Gの窓口受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分です。〕

	名 称	募集团体名	受 付 終 了 日	受付	振込方法	口 座 名 義	口 座 番 号	通信欄へ記載
9	2025年パキスタン洪水救援金	日本赤十字社	令和7年11月28日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00110－2－5606	2025年パキスタン洪水救援金
10	2025 年アフガニスタン地震救援金	日本赤十字社	令和7年11月28日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00110－2－5606	2025 年アフガニスタン地震救援金
11	ウクライナ人道危機救援金	日本赤十字社	令和8年3月31日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00110－2－5606	ウクライナ人道危機
12	中東人道危機救援金	日本赤十字社	令和8年3月31日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00110－2－5606	中東人道危機
13	バングラデシュ南部避難民救援金	日本赤十字社	令和8年3月31日	郵便局	郵便振替	日本赤十字社	00110－2－5606	バングラデシュ南部避難民

※ 上記義援金・救援金は、所得税法第78条第2項第1号、法人税法第37条第4項並びに地方税法第34条第1項第5号の4イ及び第314条の2第1項第5号の4イに規定する寄付金に該当します。

※ 上記に関しましては、救援物資（食料・衣類など全般）の受付は行っておりません。

※ 義援金＝国内の災害が対象。災害に遭った都道府県にある赤十字支部を通じて災害義援金募集配分委員会（赤十字社も構成メンバーのひとつ）に全額が送金されます。

※ 救援金＝海外の災害が対象。赤十字社が直接活動を行う事業資金となります。

※ 通信欄に「受領証希望」と記入されますと、日赤の府支部等より後日「受領証」が届きます。

※ 義援金は各県にそれぞれ設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分されます。